平成２１年（フ）第１４７０号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目３番７―405号
債務者　奥田　香里
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３７号
大阪府藤井寺市藤井寺４丁目11番８号　賀光寮、前住所大阪府岸和田市春木泉町１番３―408号
債務者　森野位三郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６００号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1414番地の48
債務者　川口　政士
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２０号
大阪府藤井寺市岡１丁目15番21号
債務者　藤田　美佳
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６６７号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番３―409号
債務者　坂上　達也
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７０５号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番　金剛第336号棟第107号室
債務者　中野　博司
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１２号
堺市東区草尾752―15、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町小谷北１丁目18番23号
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１７号
堺市西区鳳西町２丁17番地５　ベルメゾン鳳501号、前住所堺市北区常磐町１丁１番地２浅香山グリーンマンション821号
債務者　岡部かおり（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４３号
堺市西区上野芝町７丁２番31号
債務者　割石　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５４号
堺市北区蔵前町1456番地
債務者　安田達男こと　安　　達男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５５号
堺市東区西野449―４、住民票上の住所大阪府和泉市室堂町５番地の１　３―1013
債務者　はしもと工務店こと　橋本　武士
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８０８号
堺市西区上野芝向ヶ丘町３丁８番７号
債務者　細田　一寛
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１９号
大阪府富田林市須賀１丁目18番15号、前住所大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目611番地の８
債務者　野沢　有子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２０号
大阪府富田林市須賀１丁目18番15号、前住所大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目611番地の８
債務者　野沢　栄美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４７号
大阪府松原市天美南４丁目７番28　メゾン天美201号、前住所大阪府松原市天美東７丁目111番地
債務者　加藤組こと　加藤　春雄
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８４８号
大阪府松原市天美南４丁目７番28　メゾン天美201号、前住所大阪府松原市天美東７丁目111番地
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
岩手県北上市九年橋３丁目18番16号　北上ビルメン株式会社第三社員寮201号
債務者　高畑　義明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部